

不当要求撃退マニュアル ～弁護士が教える不当要求対策～



弁護士 中島宏樹

民暴事件？

定義

①暴力団をはじめとする組織だった不法勢力の構成員またはその関係者が、②その組織の威力を背景にして、③一般市民の日常生活や経済取引に、④民事上の権利者、関係者の形で介入、関与して、違法・不法な利益の獲得を図る事件

背景？

暴力団による民暴事件

平成4年 暴対法施行



質的に変化

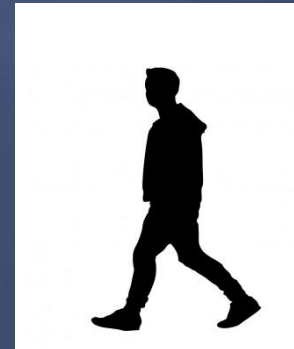
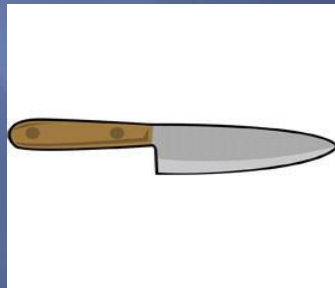
暴力団等反社会的勢力による不当要求事件

不当要求？

定義

①暴力・威力・詐欺的手法を駆使して
経済的利益を追求する集団または個人に
よる②暴力的な要求行為あるいは法的責
任を超えた不当な要求

≠クレーマー



不当要求の目的？

目的

シノギ（お金）



※感情のもつれ，メンツ

具体的な対応？

12箇条

①相手の確認

⑦対応時間の明確化

②要件の確認

⑧言動に注意

③対応場所の選定

⑨即答・約束厳禁

④湯茶の接待厳禁

⑩書類作成、署名・押印厳禁

⑤複数で対応

⑪トップは出さない

⑥対応内容の記録

⑫速やかに警察に通報

不当要求の類型①

①接近型

えせ同和，えせ右翼による高額図書，
機関誌購読請求，賛助金請求，取引要求

理由を付けずに断る！



不当要求の類型②

②攻撃型

交通事故でヤクザのベンツにぶつけた
裏取引をせず，法に則って対応する。
交渉時には論理のすり替えに注意。

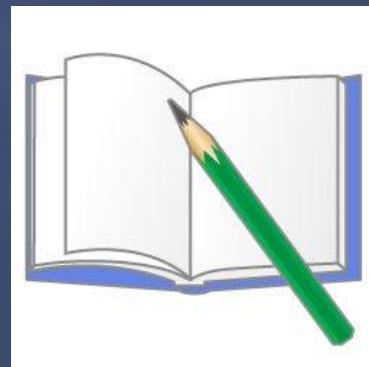


不当要求の類型③

③癒着型

鉛筆なめ，総会屋の利用，談合

人の配置を変えて断る
明るみに出す



不当要求の類型④

④積極的攻撃型

取引をしようとしている相手方が反社会的勢力であると判明した

粛々と法律に基づいてできることと、できないことを説明



暴排条項？

暴排条項

①反社会的勢力が当該取引の相手方となることを拒絶、②取引開始後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に取引を解消して反社会的勢力を排除、③その際、相手方に損害賠償責任を負わない、④損害を被った場合には賠償請求、との条項

※オリジナル，更新契約

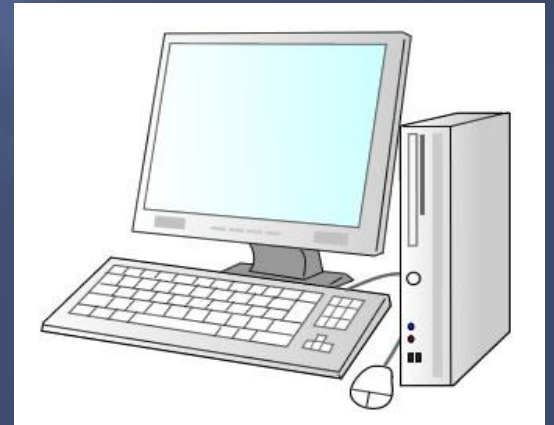
暴排条例（大阪）？

- ①公共工事等からの排除
- ②府への報告
- ③暴力団員等の利益に供与することの禁止
- ④青少年に対する指導等のための措置
- ⑤暴力団事務所の開設及び運営の禁止
- ⑥不動産の譲渡等をしようとする者の責務
- ⑦不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の措置等

指導、勧告、公表

属性の調査方法

- ①業界のデータベース
- ②暴力団追放センター



まとめ

質的な変化

速やかに相談を

警察、暴追センター、弁護士など

長らくのご静聴

ありがとうございました。

自己紹介 1

京都大学法学部卒業

立命館大学法科大学院ロースクール中退

第60期司法修習生（旧）

平成19年9月 弁護士登録（大阪）

弁護士法人大江橋法律事務所にて養成

平成20年9月 弁護士登録替（広島）

法テラス広島法律事務所

平成24年3月 弁護士登録替（京都）

弁護士法人京阪藤和法律事務所入所



〒602-8026 京都市上京区新町通丸太町上る春帯町351-1 KIビル2F
Tel075-251-1503/Fax075-251-1513

〒541-0041 大阪府中央区北浜三丁目2-12北浜永和ビル5
Tel06-6226-0032/Fax06-6226-0033

自己紹介 2

【主な取扱分野】

一般民事事件（調停・訴訟），労働事件，家事事件，交通事故，債務整理（任意整理，破産，個人再生），行政事件，刑事事件（被疑者，被告人，少年，裁判員裁判），被害者保護，中小企業支援など

【セミナー・講演】

成年後見制度，不当要求，刑事手続，労務管理，相続・事業承継，災害対策，交通事故，離婚，宅地建物取引士法定講習（全日本不動産協会）など

【委員会活動】

京都弁護士会

消費者保護，民暴・非弁取締，法教育，刑事（裁判員本部）

日弁連

貧困問題対策本部

【弁護団活動等】

障害者自立支援法違憲訴訟，接見国賠連絡協議会，手話通訳派遣違憲訴訟，成年後見選挙権訴訟，カネボウ白斑被害対策弁護団，生活保護切下訴訟弁護団，NPO町並み保存協議会

最後に

得意分野

中小企業支援，予防法務

お気軽にご相談ください